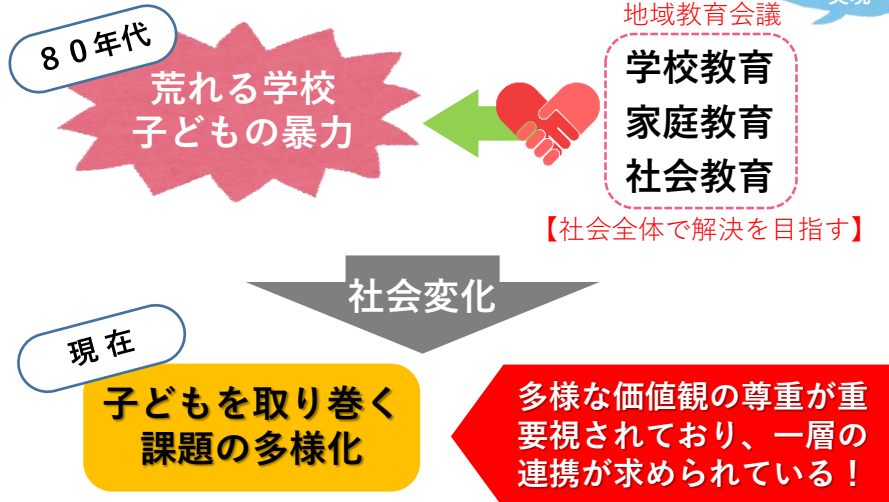


地域教育会議

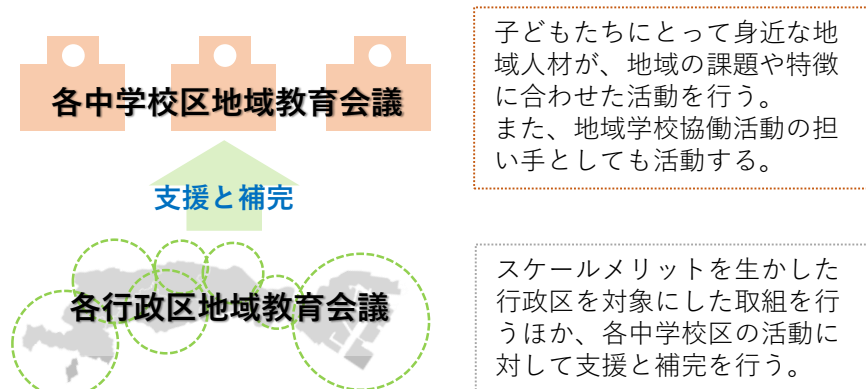
1 成り立ちと事業の背景



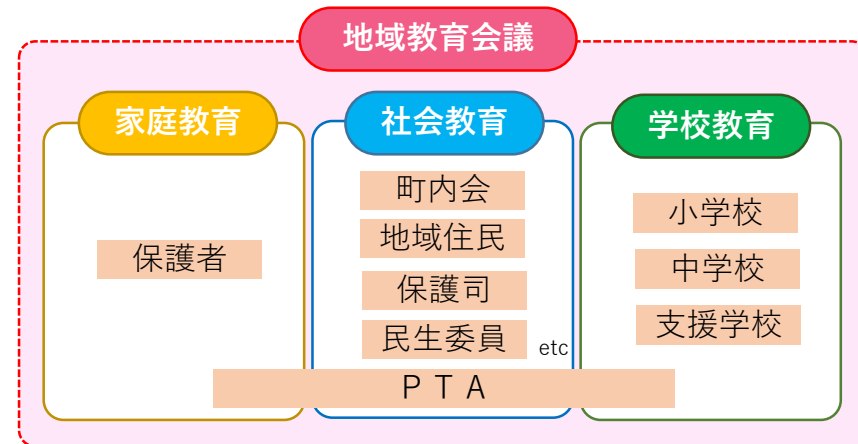
※令和2年度からは、「学校運営協議会」と一体的な推進を目指す「地域学校協働活動」の中心的役割も担う形にリニューアル。

2 事業構成

「**子どもがいいき育つまち 大人も楽しく学べるまち**」を目指し、中学校区と行政区ごとに活動している。

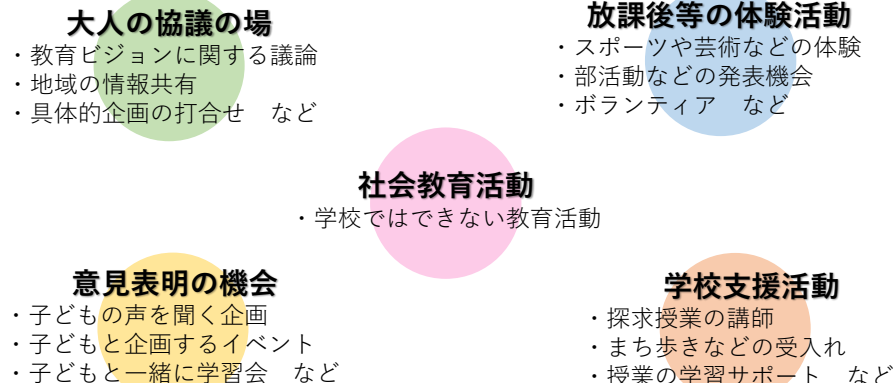


3 中学校区の組織構成例



子どもや地域に関わる多様な人材や団体の**集合体**として組織。「子どもたちがいきいきと育つ活動」を一体的に進められるメリットがある一方、各団体での活動に加えて地域教育会議の活動を行うことへの負担感から「仲間集め」が課題として顕在化しており、**緩やかな関わり方の構築**に向けて検討を進めている。

4 具体的な活動内容例



できないことを反省するより、できたことを評価する姿勢で活動

地域教育会議と地域学校協働活動

1 学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会

～「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて～

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（H28）で努力義務化した制度。「主体的・対話的で深い学び」の実現のために、学校運営の基本方針の承認を通して、保護者や地域住民が共通理解を図る場。

学校の活動

地域学校協働活動

～「学校を核とした地域づくり」の実現に向けて～

学校と保護者、地域で共有したビジョンを、それぞれ連携・協力して実現する活動。放課後等の体験活動や学校支援活動などが該当する。

あわせて、**社会教育法改正（H28）**で中心的に活動を推進する地域学校協働活動推進員が法的に位置付けられた。

地域の活動

2 地域教育会議と地域学校協働活動

地域教育会議

議長

【社会教育活動】

地域イベントや公園・お祭りの見守りなど、学校教育とは直接関わらない地域の教育活動。
大人も対象になる。

学校運営協議会

校長

【地域学校協働活動】

学校の教育方針に関連した教育活動。
カリキュラムと連動した放課後の学習支援や体験機会の提供のほか、学校の授業や学校活動に地域が主体的に関わり、総合的学習の講師などを行う活動。

地域教育コーディネーター
(地域学校協働活動推進員)

地域の寺子屋
PTA
保護者

町内会
子ども会
民生委員

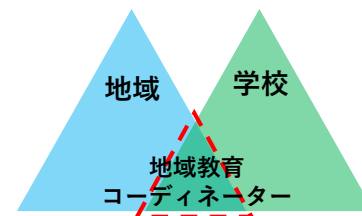
企業
福祉団体
スポーツ団体

地域団体・人材

※地域教育会議は、社会教育と地域学校協働活動の2つの顔を持つ組織

3 地域教育コーディネーター

社会教育法に定められた地域学校協働活動推進員の川崎市独自の呼称



- ・地域と学校を**橋渡し**をする方。
- ・地域と学校のどちらの立場も理解して調整できるように、**学校運営協議会**にも参加。
- ・**ネットワーク会議**を開催するなどし、地域同士の相互理解も図る。

地域教育コーディネーターの委嘱

委嘱手続	地域教育会議議長と中学校長の推薦を受けて、 教育長が委嘱 。 ※小学校の対象者も中学校長が推進
対象者	・地域において社会的信望がある者 ・地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者 ・ 当該中学校区の中学校長及び中学校区地域教育会議の議長の推薦を受けた者
委嘱期間	・ 4月1日から翌年3月末まで 。 ※再任を妨げない ※前年度中の推薦を基本とするが、随時推薦を受け付ける ※年度途中からの委嘱については、学校運営協議会の委員選考に間に合わない場合あり
委嘱人数	原則、 各小中学校に1名 。 ただし、複数校の兼任、複数人での分担可
謝礼	学校単位で予算化。回数及び時間単価の 上限あり 。 ※複数の中学校区に関わる小学校の場合、中学校区同士で、複数人での役割分担や片方の中学校区で推薦するなどの調整を行う ※令和7年度は1校あたり74,000円（50時間×1,480円）で予算確保
その他	・守秘義務あり。 ※委嘱期間経過後も適用 ・推薦の際は、 期待する役割 （学校運営協議会への参加や、地域ネットワークの活性化(地域教育会議の事務を含む)）を明記する。